

 <b>AOI</b> Group 法律・税 務・会計編	<h2 style="margin: 0;">上海便り 2006年12月号</h2>
	<p>【情報提供】 【編集 / 提供】</p> <p><b>(株) 葵ビジネスコンサルタンツ</b></p> <p>東京本部：横田税務会計事務所          〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F          TEL：03-3775-1220 FAX：03-3775-1156          URL：http://www.aoibc.com          E-mail：aoi@aoibc.com</p>

## 国務院関税税則委員会の通知

### ：一部商品の輸出入品に関する暫定税率の調整について

【発布機関】 国務院関税税則委員会  
 【発布番号】 税委会(2006)30号  
 【発布日】 2006年10月27日  
 【施行日】 2006年11月1日

今回の調整は58項目の輸入商品に対し、比較的に低い暫定税率を実施する。

- ◆ コンピュータ直接製版機械、紡績機械の部品、電流交換機能を具備する半導体モジュール等、技術開発に有利で省エネルギー製品製造に必要な7項目の肝心な設備又は部品の税率を以前の「1～7%」から「0～3%」に引き下げる。
- ◆ 石炭、成品油、酸化アルミニウム等、26項目の資源類製品の税率を「3～6%」から「0～3%」に引き下げる。
- ◆ 合成アンモニア、肥料用硝酸カリウム、重過燐酸カルシウム等、16項目の肥料類製品の税率を「3～5.5%」から「1%」に引き下げる。
- ◆ 尿素等3種類の肥料の関税割当額税率を「1%」に引き下げる。
- ◆ ウェットブルー牛皮(Calf/Kip Wet Blue Splits)、ウェットブルー馬皮等6項目のウェットブルー皮革類製品の税率を「6～14%」から「5～12%」に引き下げる。

同時に、中国は更に暫定税率の形で110項目の商品に対し、輸出関税を課す。

- 燐灰石、希土類金属鉱物、金属鉱砂等44項目の鉱産物の輸出暫定税率を「10%」にする
- 石炭、コークス、原油等4項目のエネルギー類製品を「5%」にする
- 銅、ニッケル、電解アルミニウム等11項目の非鉄金属製品を「15%」にする
- 鉄合金、銑鉄、鉄半製品等30項目の鉄鋼製品を「10%」にする
- 希土類化合物、木製床板、使い捨て割箸等21項目の製品を「10%」にする

弁護士：程 甦（テイ ソ）記  
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有)  
1990年 中国弁護士資格取得  
2000年 日本外国法事務弁護士資格取得  
得意分野:会社法・投資法・知的財産権  
:021-2281-9140(日本語直通)